

# くらしの安心情報

情報ファイルNO.251

令和5年6月12日

ネット通販で格安の洋服を「代引き配達」で注文しました。その後、偽サイトと分かったので、受取拒否しましたが...

## 相談内容

【相談者 60代 女性】

数日前、SNS広告で大手アパレルメーカーが安売りしていることを知り、スマホで注文しました。余りに安いので不審に思い、メーカーの公式HPを確認したところ「弊社のなりすまし広告等に注意！」と注意喚起があったので、偽サイトとわかりました。昨日、宅配業者から「代引配達で荷物が届いている」と連絡があったので、受取拒否しました。この対応でよいでしょうか...

## 対処方法

インターネット通販における「代金引換サービス(代引き配達)」の利用による「偽サイト」や「偽物」が届くというトラブルに関する相談が多く寄せられています。「代引き配達」は、宅配業者に代金を支払って荷物を受け取ってから、初めて商品を確認することになるため、代金支払い前に、届いた商品が「本物」か「偽物」かを確認することができません。

- ・相談者には、サイト業者にキャンセルメールを送り、また、宅配業者に差出人の名前や住所を聞き記録しておくよう伝えました。
- ・「代引き配達」で代金を支払う前に依頼人を確認し、依頼人に覚えがなければ受取拒否ができます。
- ・「代引き配達」で宅配業者に代金を支払った後は、返金は困難です。
- ・価格の大幅な値引き、販売業者の情報が未表示、支払方法が「代引き配達」だけしか選択できないなど、少しでも怪しいと感じたら注文しないようにしましょう！

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

こんなの注文してないわ！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)